

定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

整理番号の真ん中の2桁です。

	用 途	規模 又は 階 *いずれかに該当するもの	用途コード	指定する報告時期 (月)
右記の建築物に設けられるもの	劇場、映画館又は演芸場	・ 地階 ・ F ≧ 3 階 ・ A > 200 m ² ・ 主階が1階にないもので A>100 m ² (※) (※ A ≦ 200m ² の場合、階数が3以上のものに限る。)	11	4 月から翌年の 1 月
	観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂 又は集会場	・ 地階 ・ F ≧ 3 階 ・ A > 200 m ² (※) (※平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の 合計が 400 m ² 未満の集会場を除く。)	12	
	旅館又はホテル	F ≧ 3 階 かつ A > 2000 m ²	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	F ≧ 3 階 かつ A > 3000 m ²	14	
	地下街	A > 1500 m ²	15	
	児童福祉施設等 (注意 4 に掲げるものを除く。)	・ F ≧ 3 階 ・ A > 300 m ² (※) (※平家建てで床面積の合計が 500 m ² 未満 のものを除く。)	21	
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等 (注意 4 に掲げるものに限る。)	・ 地階 ・ F ≧ 3 階 ・ A ≧ 300 m ² (2 階部分) ・ A > 300 m ² (※)	22	
	旅館又はホテル (用途コード 13 のものを除く。)	(※平家建てで床面積の合計が 500 m ² 未満 のものを除く。)		
	学校、学校に附属する体育館	・ F ≧ 3 階 ・ A > 2000 m ²	23	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・ F ≧ 3 階 ・ A ≧ 2000 m ²	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード 34を除く。) に掲げられている 用途の複合建築物	F ≧ 5 階 かつ A > 1000 m ²	28	
	用途コード 21 に該当しない病院、診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。)	A > 200 m ²	29	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード 14 のものを除く。)	・ 地階 ・ F ≧ 3 階 ・ A ≧ 500 m ² (2 階部分) ・ A > 500 m ²	31	
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店		32	
	複合用途建築物(用途コード 28 及び 34 のものを除く。)	・ F ≧ 3 階 ・ A > 500 m ²	33	
	事務所その他これに類するもの	5 階建て以上で、延べ面積が 2000 m ² を 超える建築物のうち、 F ≧ 3 階 かつ A > 1000 m ²	34	
	下宿、共同住宅、寄宿舎 (注意 4 に掲げるものを除く。)	F ≧ 5 階 かつ A > 1000 m ²	40	
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は 寄宿舎 (注意 4 に掲げるものに限る。)	・ 地階 ・ F ≧ 3 階 ・ A ≧ 300 m ² (2 階部分)	41		
用途コード 41 に該当しない高齢者、障害者等の就寝の 用に供する用途	A > 200 m ²	49		

(注意)

- $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100 m^2 を超えるものをいいます。
ただし、 $A \leq 200 \text{ m}^2$ の場合、階数が3以上のものに限ります。
- Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)
並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人
ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。